

# 山口県報

平成23年  
9月13日  
(火曜日)



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

## 山口県条例第二十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員

### 目次

条例	
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	四
山口県税賦課徴収条例及び山口県入ボーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	八
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	九
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	一〇
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	一一

山口県知事 二 井 関 成

(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

□ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日)が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が一歳二か月に達する日(当該日)が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)

から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)

を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業

の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)(の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第七条第一項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に改める。

第十条中「第二条各号」を「第二条第一号及び第二号」に改める。

第十七条中「、第二十二條及び第二十八條」を「及び第二十二條」に改める。

第二十条第一項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に改める。

第二十八条第一項中「育児短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十八条第二項中「勤務時間」の下に、「（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第三項中「職員」の下に、「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十五号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（山口県税賦課徴収条例の一部改正）

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第五十七条第一項」の下に、「第六十五条の五第一項から第三項まで、第七十四条」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第二十七条の三中「五千元」を「二千元」に改める。

第六十条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第七十三条の二十七の四第八項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同項第

四号中「都市再開発法」の下に、「(昭和四十四年法律第三十八号)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項中「法第七十三条の二十七の六第二項において準用する」を削り、「、法第七十三条の二十七の七第三項」を、「又は法第七十三条の二十七の六第二項」に改め、「又は法第七十三条の二十七の九第二項において準用する法第七十三条の二十七の三第二項の申告をする者」を削り、同項を同条第五項とする。

第六十一条中、「第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、法第七十三条の二十七の七第三項、法第七十三条の二十七の八第二項」を削り、「第七十三条の二十七の九第二項」を、「第七十三条の二十七の六第二項」に改め、「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）」及び、「第三項、第五項、第七項若しくは第十一項」を削り、「、法第七十三条の二十七の六第一項、法第七十三条の二十七の七第一項若しくは第二項、法第七十三条の二十七の八第一項若しくは法第七十三条の二十七の九第一項」を、「若しくは法第七十三条の二十七の六第一項」に改める。

第六十二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第七十三条の二十七の四第八項」を、「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「法第七十三条の二十七の六第二項において準用する」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第七十三条の二十七の七第三項」を、「第七十三条の二十七の六第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削る。

第六十二条の二中、「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、法第七十三条の二十七の七第三項、法第七十三条の二十七の八第二項又は法第七十三条の二十七の九第二項」を、「又は法第七十三条の二十七の六第二項」に改める。

附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

第五条の二及び第五条の三 削除

附則第五条の四の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第五条の四の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第五条の四第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される同法第四十一条の二の二」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される同法第四十一条の二の二」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

附則第五条の五中「五千円」を「二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十七条の三第一項及び第二項並びに前条の規定の適用については、これらの規定中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第九条の二を次のように改める。

第九条の二 削除

附則第九条の三第一項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同項の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「特別措置法」という。)(第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特別措置法第三十九条の二第一項の認定(特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)(の日

附則第九条の三第二項中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同項第四号中「第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は」を削り、同条第三項中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同項第四号中「第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は」を削り、同条第四項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三の二 法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名又は名称

- 二 土地の所在、地番、地目及び地積
- 三 土地の取得年月日

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この条において「貸家住宅」という。）を取得した者の住所及び氏名又は名称

五 貸家住宅の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び戸数

六 貸家住宅の完成年月日又は取得年月日

七 貸家住宅の建築に要する費用に係る政府又は地方公共団体から交付を受けた補助金等の名称

（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項、第四項、第七項及び第十二項中、「平成二十三年十二月三十一日」を、「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第九条の三の次に一条を加える改正規定 平成二十三年十月二十日

二 第一条中山口県税賦課徴収条例第十七条の改正規定及び附則第六項の規定 平成二十三年十二月一日

三 第一条中山口県税賦課徴収条例第二十七条の三の改正規定、附則第五条の四の二の次に一条を加える改正規定、附則第五条の五の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定 平成二十四年一月一日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条の三並びに附則第五条の五及び第五条の六の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する改正後の条例第二十七条の三第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 平成二十二年度以前において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 第一条中山口県税賦課徴収条例第十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例及び山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第二十六号

山口県税賦課徴収条例及び山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(山口県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第二条 山口県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。



山口県条例第二十八号

平成二十三年九月十三日

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、平成二十三年十月二十日から施行する。

附 則

八三十	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事務	サービス付き高齢者向け住宅登録料	サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新	登録又は登録の更新に係る戸数が十一戸以上二十戸以下のもの	二万八千円
				登録又は登録の更新に係る戸数が二十戸以上三十戸以下のもの	三万二千元
				登録又は登録の更新に係る戸数が三十一戸以上四十戸以下のもの	三万六千元
				登録又は登録の更新に係る戸数が四十一戸以上五十戸以下のもの	四万円
				登録又は登録の更新に係る戸数が五十一戸以上七十戸以下のもの	四万八千元
				登録又は登録の更新に係る戸数が七十一戸以上百戸以下のもの	六万円
				登録又は登録の更新に係る戸数が百一戸以上のもの	七万二千元

山口県知事 二 井 関 成

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四項第二十六号を削り、同項第二十七号中「放送事業」を「基幹放送事業」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十九号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。  
別表山口県立防府商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立防府商工高等学校	防 府 市
--------------	-------

附 則

この条例は、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年九月十三日  
印刷発行

発行所

山口県知事庁